

**「国際化、情報化、高齢化、人口減少等  
21世紀の新しい潮流に対応した  
都市再生のあり方はいかにあるべきか」答申  
『都市再生ビジョン』参考資料**

**平成 15 年 12 月 24 日**

# 安全・快適で美しい生活・活動・交流空間』を創出し、 新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案

## 背景

人口の8割が都市に居住(市部人口) 都市の質を向上させることが、国民の生活・活動・交流を支える  
人口減少、市街地の縮小 都市圏内の機能の再編が必要となり、一方、ゆとりある環境を創造する好機  
超高齢社会の到来 高齢者の自立した生活が可能となるよう、モビリティ確保、生活支援サービスを組み込んだまちづくり  
国際化、情報化等

人口・老年人口割合  
DID面積の将来推計

	全国人口 (千人)	全国老年 人口(千人)	全国老年 人口割合
2000年	126,926	22,005	17.4%
2030年	117,580	34,770	29.6%
増減率	-7.4%	58.0%	

	人口(千人)			DID面積(km <sup>2</sup> )		
	2000年	2030年	増減率	2000年	2030年	増減率
三大都市・政令 指定都市圏	72,927	71,117	-2.5%	7,716	7,615	-1.3%
地方都市圏	40,405	36,096	-10.7%	4,201	3,962	-5.7%
非都市圏	13,595	10,367	-23.7%	541	406	-24.9%

## 国富としての都市を再生する5つの基本的方向

### 環境と共生した持続可能(サステナブル)な都市の構築

・拡散型都市構造から集約・修復保存型都市構造へ転換。土地利用の高度化や機能集積による拠点の市街地の重点的整備とあわせ、超高齢社会に対応し、医・職・住・遊など生活の諸機能が集約された徒歩生活圏を形成。都市における「水・緑・道」の生態系ネットワークを復元・創出。

### 国際競争力の高い世界都市 個性と活力あふれる地方都市への再生

・東京圏をはじめとする大都市圏の国際競争力向上のため、環状道路体系の整備などリーディング・プロジェクトの推進、民間都市開発の促進。  
・個性と活力あふれる地方都市への再生のため、地域の歴史・文化を活用した観光振興等、地元大学等の有する知的資産などの地域資源やIT(情報技術)を活用した都市型産業の起業促進・新市場創造など多様なまちづくり活動の支援。

\* 都市再生特別措置法の制定(平成14年6月)

### 良好な景観「緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造

・住民、企業、NPO等の主体的参加で21世紀を「造景と文化の世紀」に、また「都市美空間」を「日本ブランド」に、豊かな歴史・文化が凝縮された緑豊かで風格のある美しい都市こそ国富。このため、良好な景観と豊かな緑を形成するための関連法制度を整備。

### 安全・安心な都市の構築

・地域構造の改変、都市の防災構造化、広域的な防災体制の確立等により、災害に強い都市構造を形成。  
・密集市街地対策、都市型水害対策、防犯対策、公衆衛生対策等を推進。

\* 密集市街地整備法の改正(平成15年6月)、特定都市河川浸水被害対策法の制定(平成15年6月)

### 都市の将来像実現に向けた官民協働による都市の総合マネジメント

・官民協働(パートナーシップ)による「次世代参加型まちづくり」システムを構築。これにより、共有する将来像実現のため、まちづくりの計画段階から多様な主体の参加が可能となるよう「機会の窓」が開放、保障されるとともに、住民が参加・提案・協議・合意し、責任ある実行。

## 政策展開の基本的視点

民間投資の活用 民間の資金やノウハウの積極的活用、住民主体のまちづくり活動により新市場を創造

まちづくりの現場「コミュニティとのパートナーシップ」 市民参加によるまちづくり、官民協働による地域運営

成果重視の都市政策 都市政策と関連する政策手段との連携・総合的展開、わかりやすい情報発信

## 10のアクションプラン

徒歩生活圏形成による全国都市再生

景観形成と緑の創出に向けた制度の構築

大都市圏の国際競争力の向上

都市観光の振興

まちの中心を再生させる民間投資の拡大

安全・安心な都市の構築

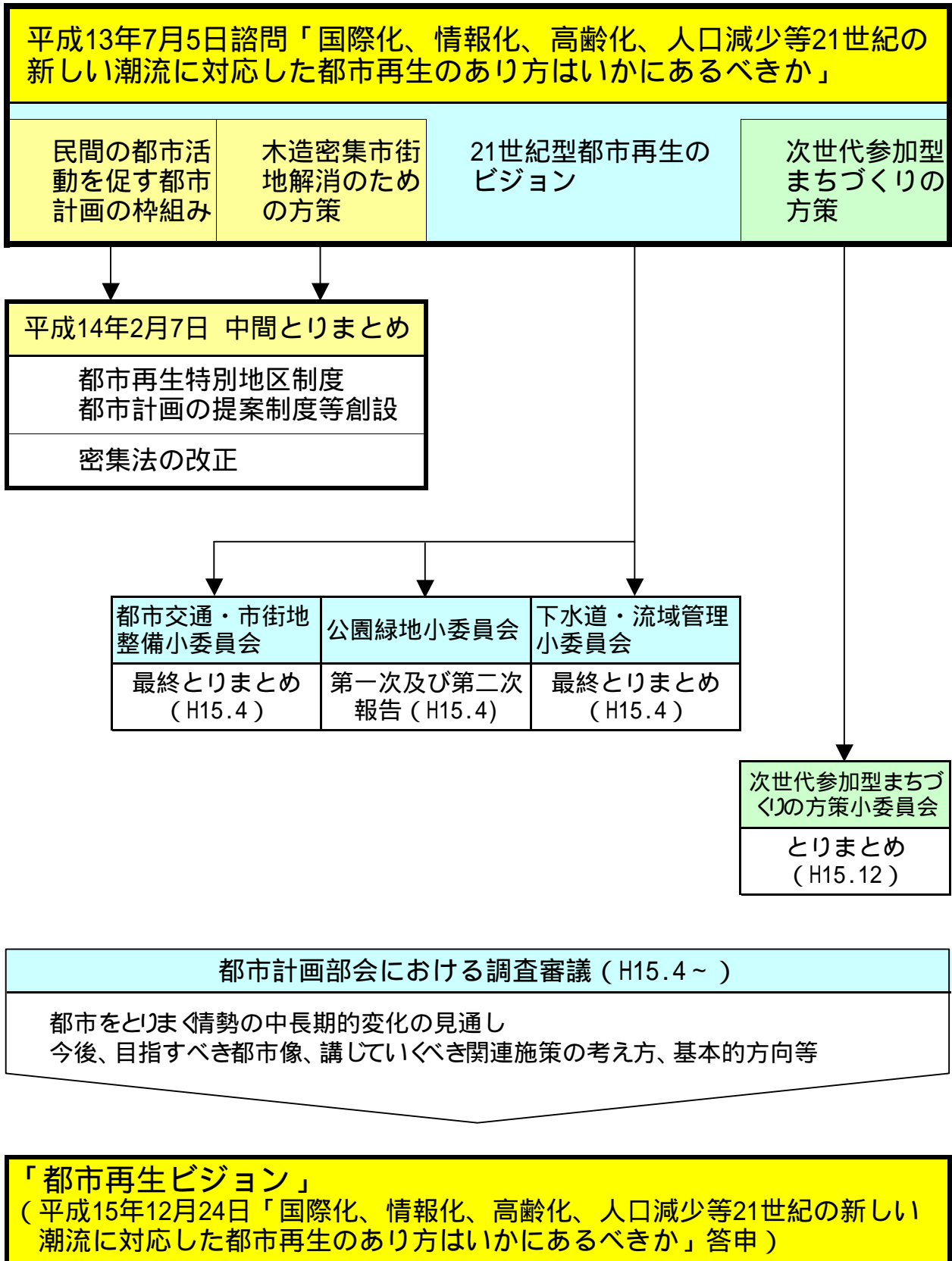
循環型都市構造の構築

住民主体の地域運営の推進

戦略的な都市交通政策の展開

政策課題に対応した今後の都市戦略

# 都市再生ビジョンに係る社会資本整備審議会審議経過



# 駅周辺等の拠点的市街地及び徒歩生活圏イメージ

駅周辺等の拠点的市街地を核とした生活・活動・交流空間づくり  
超高齢社会の安心・快適な都市生活の基礎となる徒歩生活圏の形成



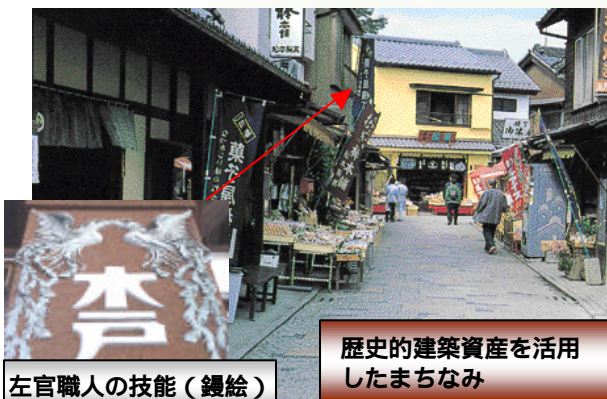
# 良好な景観・緑に恵まれた『都市美空間』の創出

都市内道路をゆとり・潤いの空間として再整備

芸術的な伝統建築技能の活用

水と緑と道の生態系ネットワークの形成

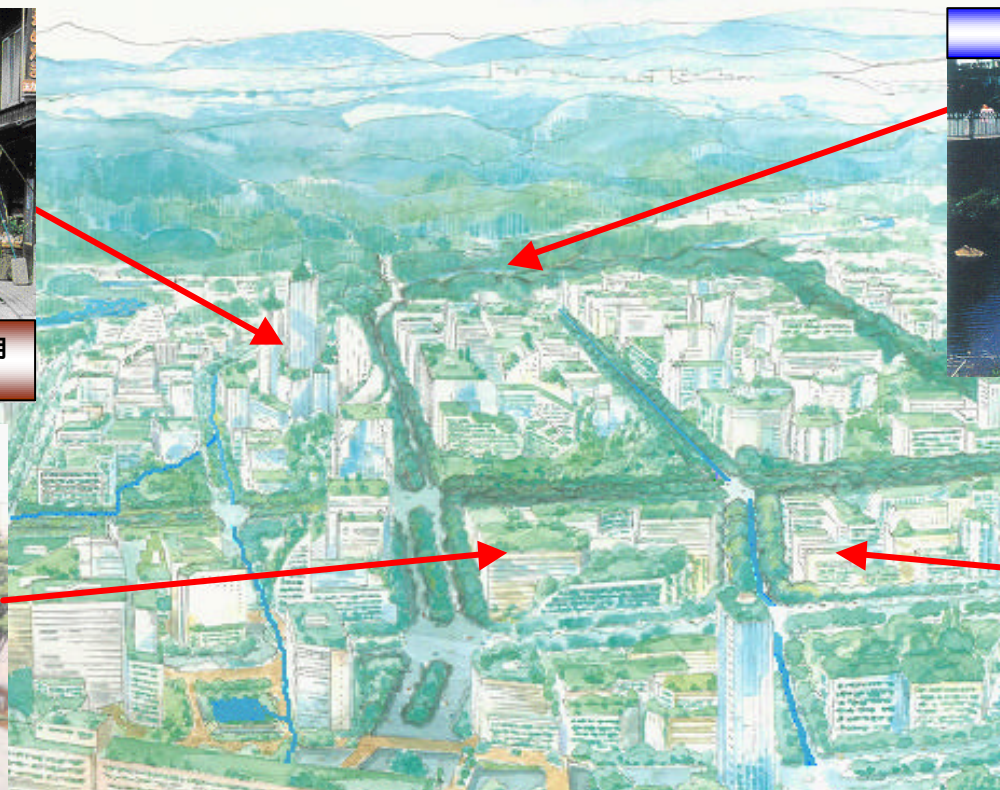
歴史的な建築資産などを活用した地域の個性あふれるまちなみの整備



既存ストックの有効活用（オープンスペース機能・緑陰機能を重視した街路空間の再構築）



オープンカフェ（たまり空間）



建築空間として美しいまちなみ



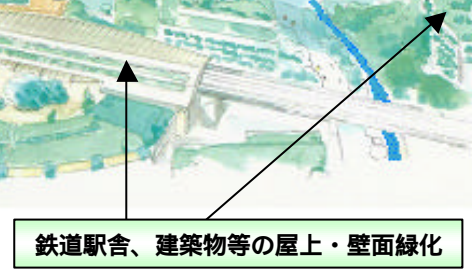
自然を復元した水辺



下水処理水を有効活用したせせらぎ等の水辺整備



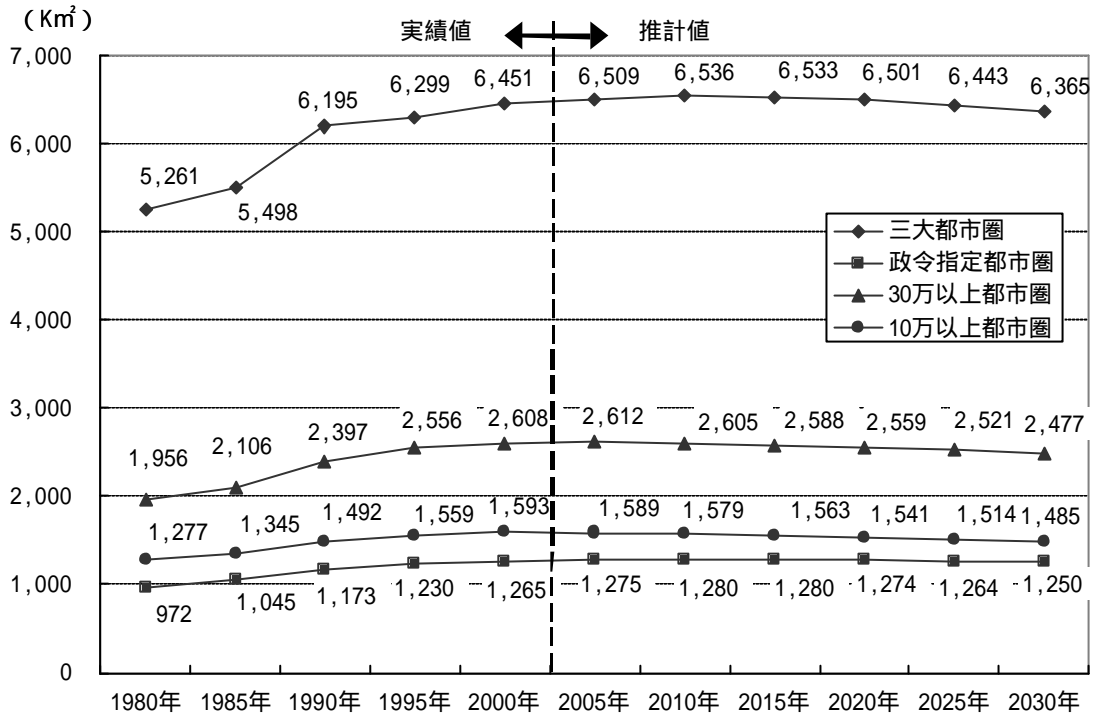
賑わいに資する空間の創出（交流空間）



鉄道駅舎、建築物等の屋上・壁面緑化

# 都市再生ビジョン関連データ

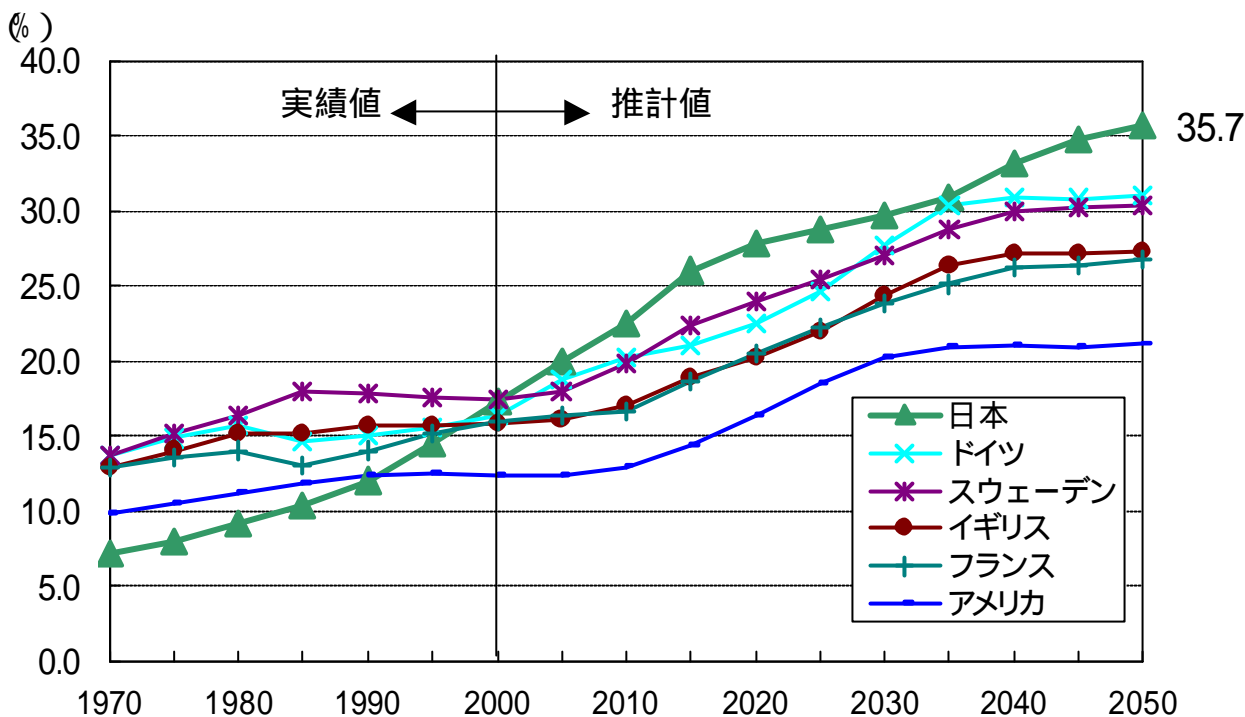
## 都市類型ごとのDID面積の将来推計結果



	実績					予推計値					
	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
三大都市圏	1.00	1.05	1.18	1.20	1.23	1.24	1.24	1.24	1.24	1.22	1.21
政令指定都市圏	1.00	1.08	1.21	1.27	1.30	1.31	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29
30万以上都市圏	1.00	1.08	1.23	1.31	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27
10万以上都市圏	1.00	1.05	1.17	1.22	1.25	1.24	1.24	1.22	1.21	1.19	1.16

(国土交通省予測)

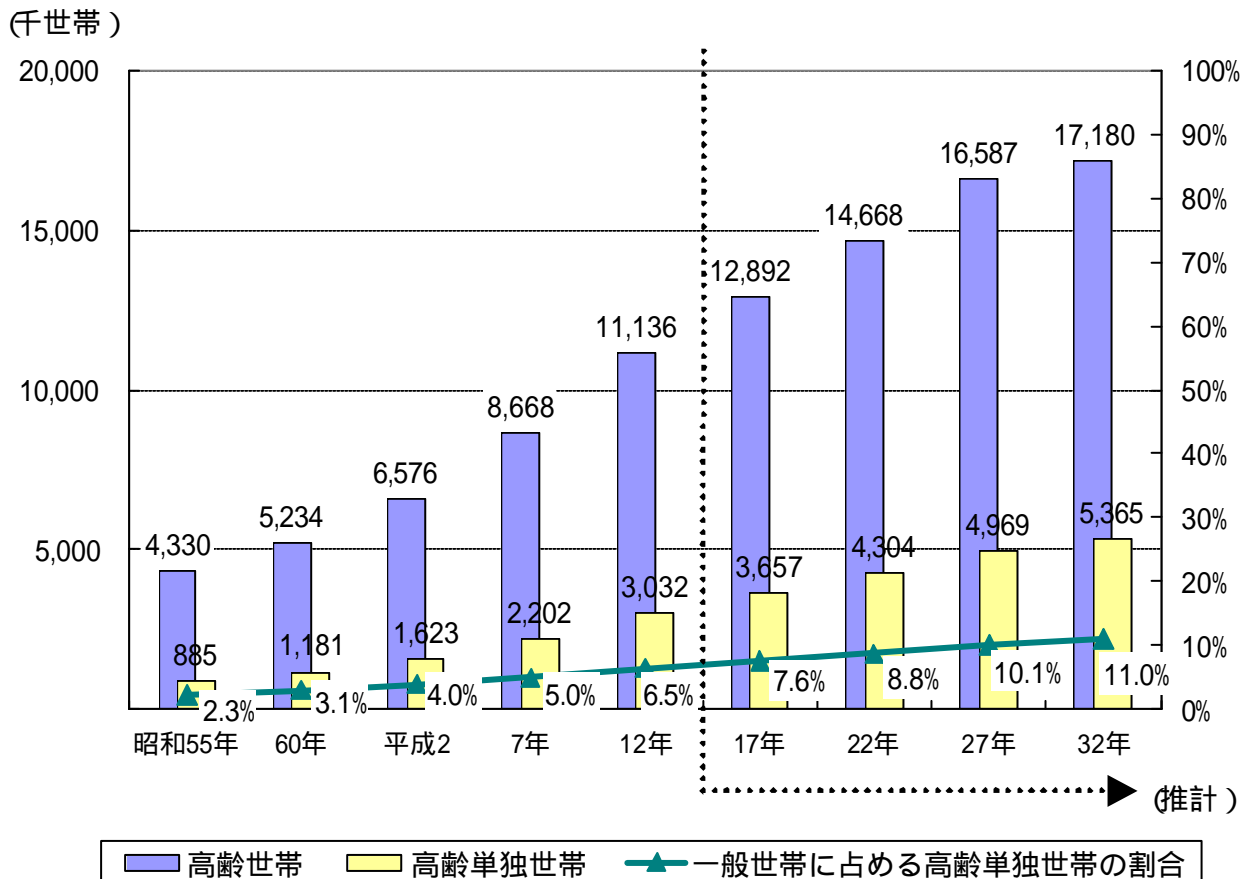
## 主要先進諸国の 65 歳以上人口割合の推移



出典 : UN, World Population Prospects:2000

日本については、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 14 年 1 月)

## 高齢世帯の推移



資料 : 2000 年までは総務省「国勢調査」、2005 年以降は国立人口問題・社会保障研究所「日本の世帯の将来推計」

# 次世代参加型まちづくりに向けて

(「次世代参加型まちづくり方策小委員会」とまとめ(概要))

平成 15年 12月

## 次世代参加型まちづくりの捉え方

### (意識の変化と参加型まちづくりの動き)

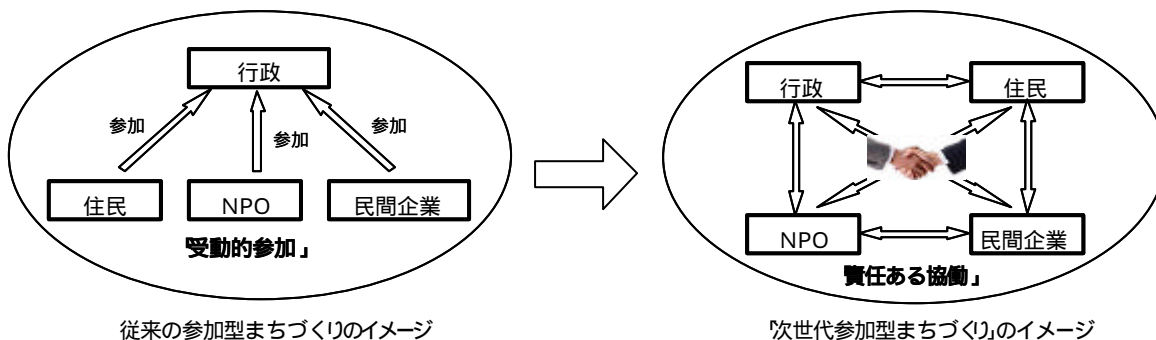
- 人々の意識の変化・・・横並び・画一的なまちづくりから個性的・魅力的なまちづくりの推進へ
- 地域住民等の発意と選択によるまちづくりが益々重要 本格的な人口減少時代の到来、投資余力の減少等
- しかし、先進的な取組みを展開している地域が存在する一方、全国的には参加型まちづくりが地域に定着するに至っていないのが実情 地域による状況の差の存在、住民参加関連の制度の普及・定着が課題

**国から地方へ」「官から民へ」という流れを踏まえ、参加型まちづくりのより一層の定着と展開を図り、さらに「次のステップ」(「次世代参加型まちづくり」)を刻むための基本的な考え方と方策についての方向性を示すことが課題**

### (「次世代参加型まちづくり」の枠組み)

- 「次世代参加型まちづくり」の3つの基本要素：  
参加の「機会の窓」の開放 参加主体間の相互関係の多様性の確保 参加主体における社会的責任の相互確認
- さらに、社会の仕組みとして確立していることが重要

**国・県・市町村による、行政が主役の「夕型」のまちづくりから、行政・住民・NPO・民間企業・大学等多様な主体の能動的な参加と責任ある協働による「ヨコ型」のまちづくりへ**



## 参加型まちづくりの成熟に向けての基本的考え方

- (1)発想の転換と定着 まちづくりは多様な主体による発意と協議によって形づくられていくものという発想への転換とその定着
- (2)透明性の確保 公平な参加の機会の確保と参加の手続きやルールを明確化。情報共有の徹底を通じた透明性の確保
- (3)柔軟性の確保 参加の枠組みを状況の変化や時代の変化に合わせてつくりかえていく柔軟性
- (4)実現性の向上 合意形成に向けての努力と一旦決定されたことの実現性の向上

## 参加型まちづくりの実効性向上のための方策

### (1)参加の裾野の拡大～参加の輪を広げていく～

参加意識の向上・・・生涯学習による意識啓発、まちづくり教育の充実  
早期段階からの参加の充実・・・まちのルールづくりにつながる基本的な選択の段階からの参加

### (2)参加のノウハウの向上～参加の仕方を豊かにしていく～

情報共有の徹底・・・様々な主体による情報発信と共有の徹底が第一歩。受け手の立場に立った工夫  
協議の実質化・・・やりとりの充実、合意または合意されていない事項を節目ごとに情報共有  
参加の技術の向上・・・「情報整理」「合意形成」「コミュニケーション」等の技術を磨く  
まちづくり現場でのノウハウの共有・・・全国の取組み事例の収集・整理と情報提供

### (3)参加の資源の充実～参加しやすい環境を整えていく～

人材育成、専門家による支援・・・まちづくり専門家活用支援のための仕組みの確立、まちづくりリーダーの育成  
まちづくりの核となる地域組織の育成・支援・・・エリアマネジメント組織等の活動に対する支援  
公共空間の利活用の促進・・・エリアマネジメント組織、NPO等の活動の場として活用  
パッケージで財政的な支援・・・各地域の自発的な発想に基づき、ハード・ソフトを一括助成  
行政の幅広い対応・・・窓口部局での「ワンストップ」対応の充実と横の連携、都道府県、国等のサポート



# 美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための『景観緑三法』の整備

## 景観に関する基本法制の整備

景観を整備・保全するための基本理念の明確化  
国民・事業者・行政の責務の明確化  
景観についての基本計画の作成  
景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設等

## 緑に関する法制の抜本的見直し

都市公園の整備及び緑地保全・緑化の総合的推進  
立体的に公園区域を定める制度の創設  
都市近郊の里山の緑を保全する制度の拡充  
大規模建築物における緑化率規制の導入等

一体的な  
効果の  
発現

## 屋外広告物に関する制度の充実

市町村の役割強化 簡易除却制度の拡充 屋外広告業の適正な運営の確保等

## 税制

景観形成に資する建築物等に対する特例  
都市近郊の里山の緑の保全等についての特例

関連予算・税制  
の充実

## 予算

美しい景観形成に  
資する事業  
・景観形成事業推進費  
・まちづくりへの支援  
・電線類の地中化等

『豊かな緑』の実現  
のための事業  
・緑地環境整備総合支援  
事業費補助  
・民有緑地の活用

景観に配慮した  
公共事業の実施

全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進

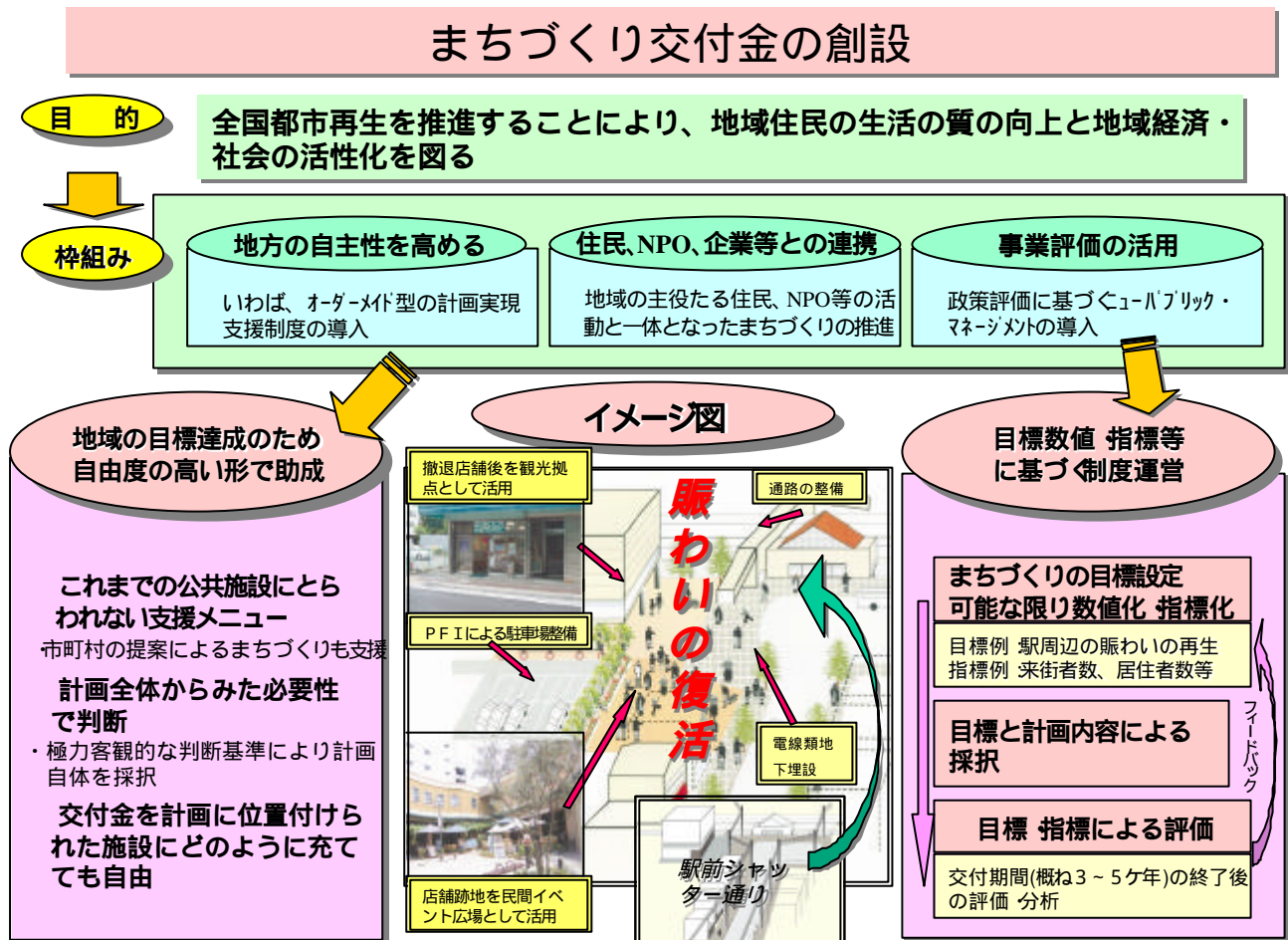
世界に誇る観光立国の実現

美しい景観による地方都市再生

ヒートアイランド現象の緩和や自然との共生

## まちづくり交付金 (平成16年度新規創設)

地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の最重要課題に取り組むため、従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した新たな助成措置として創設する。



### 【制度概要】

#### 都市再生整備計画(仮称)の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画(仮称)を作成する。

#### 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)が都市再生基本方針に適合しているか否か等を判断し、年度ごとに交付金を交付。

#### 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等について国がチェックし公表。